

総務文教常任委員長報告

(R 8. 3. 1 2)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

最初に、**第53号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）**ですが、事業執行に伴う精算整理を基本とするほか、主な内容といたしましては、

総務費では、財政調整基金積立金の増額と減債基金積立金の増額による財産管理経費の増額補正、地域商社（ONEかめおか）設立出資金増資に伴う企画推進経費の増額補正、

「ふるさと力向上寄附金」の増額見込みに伴う事務的経費及び基金に積み立てる経費等の増額補正、であります。

消防費では、京都中部広域消防組合負担金精算による増額補正、災害時備蓄品の充実及び防災情報システム整備事業の負担額確定に伴う増額補正、であります。

教育費では、スポーツ協会人件費補助金の令和7年度人勘分反映による体育団体活動助成経費の増額補正、であります。

公債費では、^{ちようきさい}長期債及び一時借入金利子の利率確定による増額補正であります。

また、総務費の京都サンガF．C．練習場立地可能性調査業務による企画推進事業、消防費の消防施設整備事業及び災害対策事業、教育費の学校給食センター整備運営等事業、学校施設整備事業（中学校費）並びに学校給食施設整備事業について、^{くりこしめいきよひ}繰越明許費が設定されています。

さらに、令和８年度当初からの計画的な事務執行を進めるため、亀岡川東学園スクールバス運行業務委託経費について、^{さいむふたん}債務負担行為が設定されています。

審査の過程において、地域商社（ONEかめおか）設立出資金増資について、事業計画と収支計画を詳細に策定しているか、収支が黒字化になった場合や成果の見通しをどのように評価していくのか、経営危機に対するリスク管理を整えているのか、市民にどの程度情報発信をして透明性を確保するのかといった意見が出されました。

本議案について、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５９号議案 令和７年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算（第１号）、第６０号議案 令和７年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算（第１号）について、各財産区の決算見込みに基づき、精算整理を基本として、基金積立金、財産管理費等所要の金額を補正するものです。

2議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

総務文教常任委員長報告

(R 8. 3. 1 2)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

最初に、**第53号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）**ですが、事業執行に伴う精算整理を基本とするほか、主な内容といたしましては、

総務費では、財政調整基金積立金の増額と減債基金積立金の増額による財産管理経費の増額補正、地域商社（ONEかめおか）設立出資金増資に伴う企画推進経費の増額補正、

「ふるさと力向上寄附金」の増額見込みに伴う事務的経費及び基金に積み立てる経費等の増額補正、であります。

消防費では、京都中部広域消防組合負担金精算による増額補正、災害時備蓄品の充実及び防災情報システム整備事業の負担額確定に伴う増額補正、であります。

教育費では、スポーツ協会人件費補助金の令和7年度人勧分反映による体育団体活動助成経費の増額補正、であります。

公債費では、^{ちようきさい}長期債及び一時借入金利子の利率確定による増額補正であります。

また、総務費の京都サンガF．C．練習場立地可能性調査業務による企画推進事業、消防費の消防施設整備事業及び災害対策事業、教育費の学校給食センター整備運営等事業、学校施設整備事業（中学校費）並びに学校給食施設整備事業について、^{くりこしめいきよひ}繰越明許費が設定されています。

さらに、令和８年度当初からの計画的な事務執行を進めるため、亀岡川東学園スクールバス運行業務委託経費について、^{さいむふたん}債務負担行為が設定されています。

審査の過程において、地域商社（ONEかめおか）設立出資金増資について、事業計画と収支計画を詳細に策定しているか、何を成果とし、どのように評価するのか、経営危機に対するリスク管理を整えているのか、市民にどの程度情報発信をして透明性を確保するのかといった意見が出されました。

本議案について、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５９号議案 令和７年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算（第１号）、第６０号議案 令和７年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算（第１号）について、各財産区の決算見込みに基づき、精算整理を基本として、基金積立金、財産管理費等所要の金額を補正するものです。

２議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきも

のと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。